

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年6月11日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県筑後市長浜1818

氏 名 株式会社ロッテナ

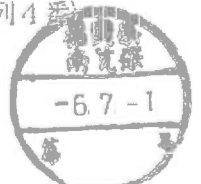
工場長 松倉

電話番号 0942-52-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ロッテ 九州工場
事業場の所在地	福岡県筑後市長浜1818
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	資本金217百万円
③ 従業員数	266名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 (廃棄物フロー図)

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥・残渣付廃プラ・廃プラ・動植物性残渣・ガラス屑・木屑
	排 出 量	1417.93 t
	（これまでに実施した取組） 動植物性残渣の飼料化を促進した 製造設備の改善による動植物性残渣の削減 OPPフィルムの再資源化	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥・残渣付廃プラ・廃プラ・動植物製残渣・ガラス屑・木屑
	排 出 量	998 t
	（今後実施する予定の取組） 製造工程の見直しによる動植物性残渣の削減。 排水処理施設の更新に伴う汚泥の削減	

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラの分別
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記の継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥・残渣付廃プラ・廃プラ・動植物性残渣・ガラス屑・木屑
	全 処 理 委 託 量	1, 417. 93 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t
	（これまでに実施した取組）	
	動植物性残渣の飼料化を促進した 製造設備の改善による動植物性残渣の削減	

② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥・残渣付廃プラ・廃プラ・動植物性残渣・ガラス屑・木屑・蛍光管
	全 処 理 委 託 量	998 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 製造工程の見直しによる動植物性残渣の削減 含水率を減らし汚泥の減量化を図る	
※事務処理欄		

産業廃棄物計画書（内訳）

項目	2023年実績	2024年計画	取り組み
汚泥	833	525	排水処理施設の更新に伴う汚泥の更新
残渣付廃プラ	178	178	・製造設備の改善による残渣付廃プラの削減
廃プラ	5	4	OPPフィルムの再資源化
動植物製残渣	401	290	・製造設備の改善による動植物性残渣の削減 ・動植物性残渣の飼料化の促進
蛍光管	1	1	・LEDの推進
合計	1418	998	

報告者
住所 福岡県筑後市大字長浜 1 8 1 8
氏名 株式会社ロッテ九州工場 工場長 松倉 正芳

産業廃棄物発生処理実績表

2024年度

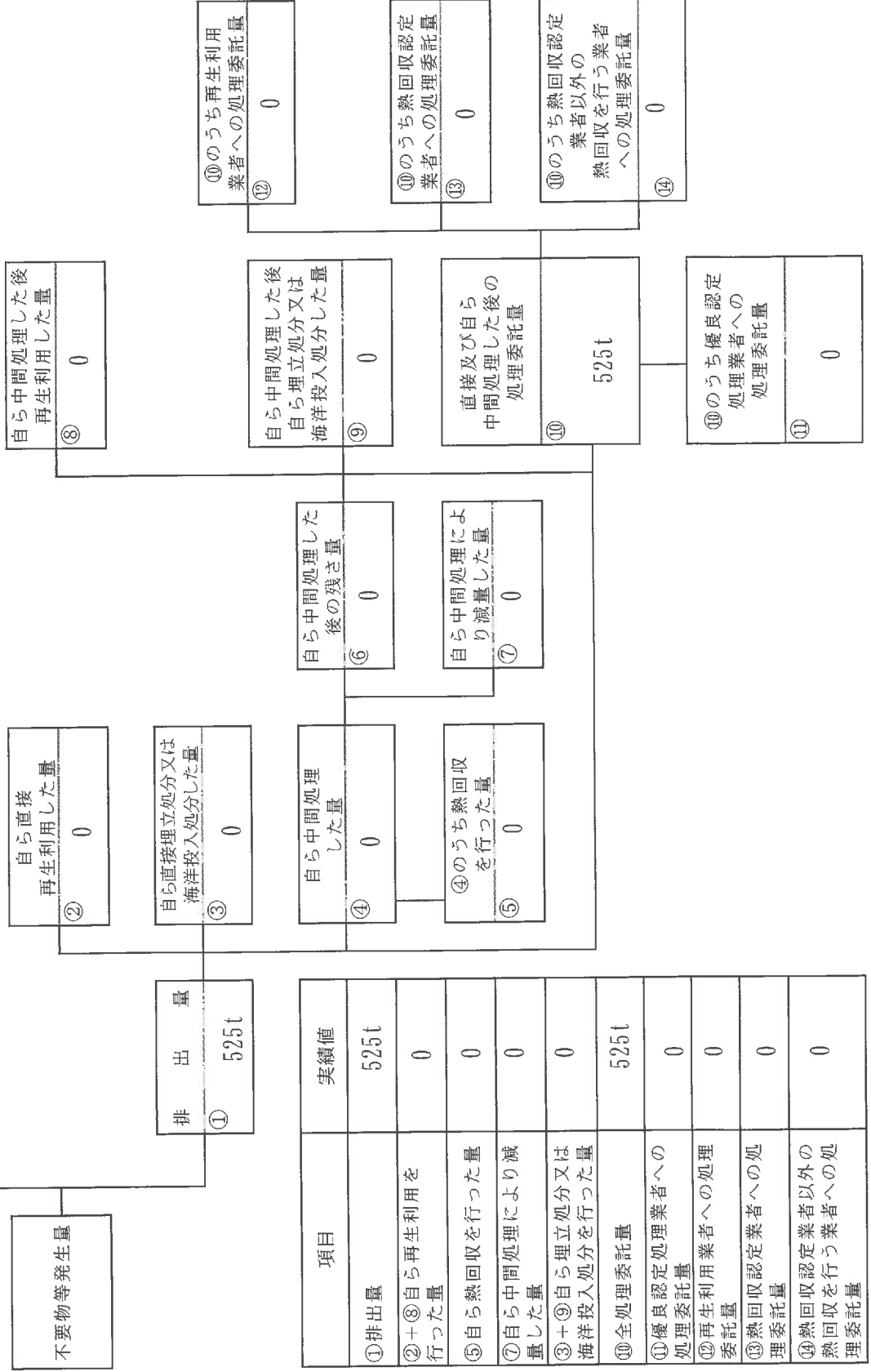
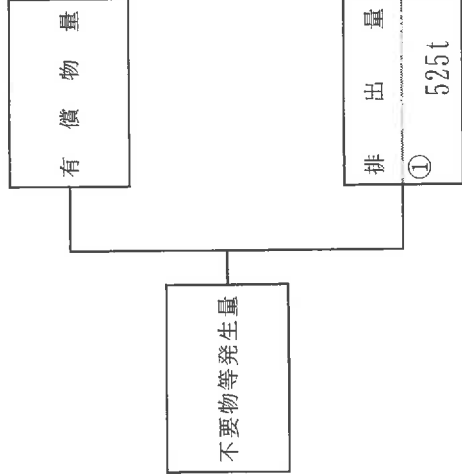
				4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			合 計		
				数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額	数量	前比	金額			
汚泥※ビスケット溶解品	12円/kg+12000円/台			79960kg	102.4	1,127,520	46040kg	65.1	648,480	55050kg	144.2	768,600	88310kg	110.6	1,227,720		0.0			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		269360kg	32.6	3,772,320				
燃えるゴミ（残渣付廃プラ）	32円/kg+10000円/台			19140kg	129.0	742,480	13390kg	102.5	528,480	13310kg	98.7	525,920	15860kg	101.3	617,520		0.0			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		61700kg	34.7	2,414,400				
汚泥※ビスケット溶解品	25/kg+60000円/台			1120kg	77.2	88,000		0.0			-			0.0			-		-		-		0.0		-		-		-		-		-		1120kg	9.9	88,000					
動植物性残渣処理	大島産業 35円/kg+35000円/台			8660kg	-	345,028		0.0			-		26330kg	71.0	1,058,542		-			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		-		0.0		34990kg	14.8	1,403,570						
アイス廃液処理	12円/kg～20.5円/kg				-			-			-			-			-		-		-		-		-		-		-		-		-		0kg	-	0					
廃プラ	28円/kg+37500円/台				-			0.0		1220kg	-	71,660	20kg	-	17,516		0.0			-		0.0		0.0		-		-		-		-		0.0		1240kg	15.9	89,176				
機密書類	35円/kg				-			-			-			-			-		-		-		-		-		-		-		-		-		0kg	-	0					
蛍光灯（40W）	130円/本				-			0.0			-		243本	-	31,590		-			-		-		-		-		0.0		-		-		243本	29.6	31,590						
蛍光灯（30W・20W）	70円/本				-			0.0			-		172本	-	12,040		-			-		-		-		-		-		-		-		172本	51.2	12,040						
蛍光灯（10W）	50円/本				-			-			-			-			-		-		-		-		-		-		-		-		-		0本	-	0					
廃材処理（ガラス11000/kg、プラスチック17000/kg、蛍光管500/kg）					-			-			-			-			-		-		-		-		-		-		-		-		-		0kg	-	0					
電 線	520円/kg				-			0.0			-			-			-		-		-		-		-		-		-		-		-		0kg	0.0	0					
ガラス処理	8,000円/m				-			0.0			-		50kg	-	400		-			-		-		-		-		0.0		-		-		50.0kg	17.9	400						
木材	大島産業 25円				-			-			-			-			-		-		-		-		-		-		-		-		-		0kg	-	0					
インク溶剤	2,000円/ℓ				-			-			-			-			-		-		-		-		-		-		-		-		-		0kg	-	0					
廃油・廃液・試薬・塗料・水銀					-		3kg	15.0	23,802		-		60kg	-	18,048		-		0		-		-		-		-		-		-		-		63kg	19.3	41,850					
合 計		#####	115.0	2,303,028		59433kg	59.8	1,200,762		69580kg	134.7	1,366,180		131045kg	96.0	2,983,376		0kg	0.0	0		0kg	0.0	0		0kg	0.0	0		0kg	0.0	0		0kg	0.0	0		368938kg	29.3	7,853,346		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

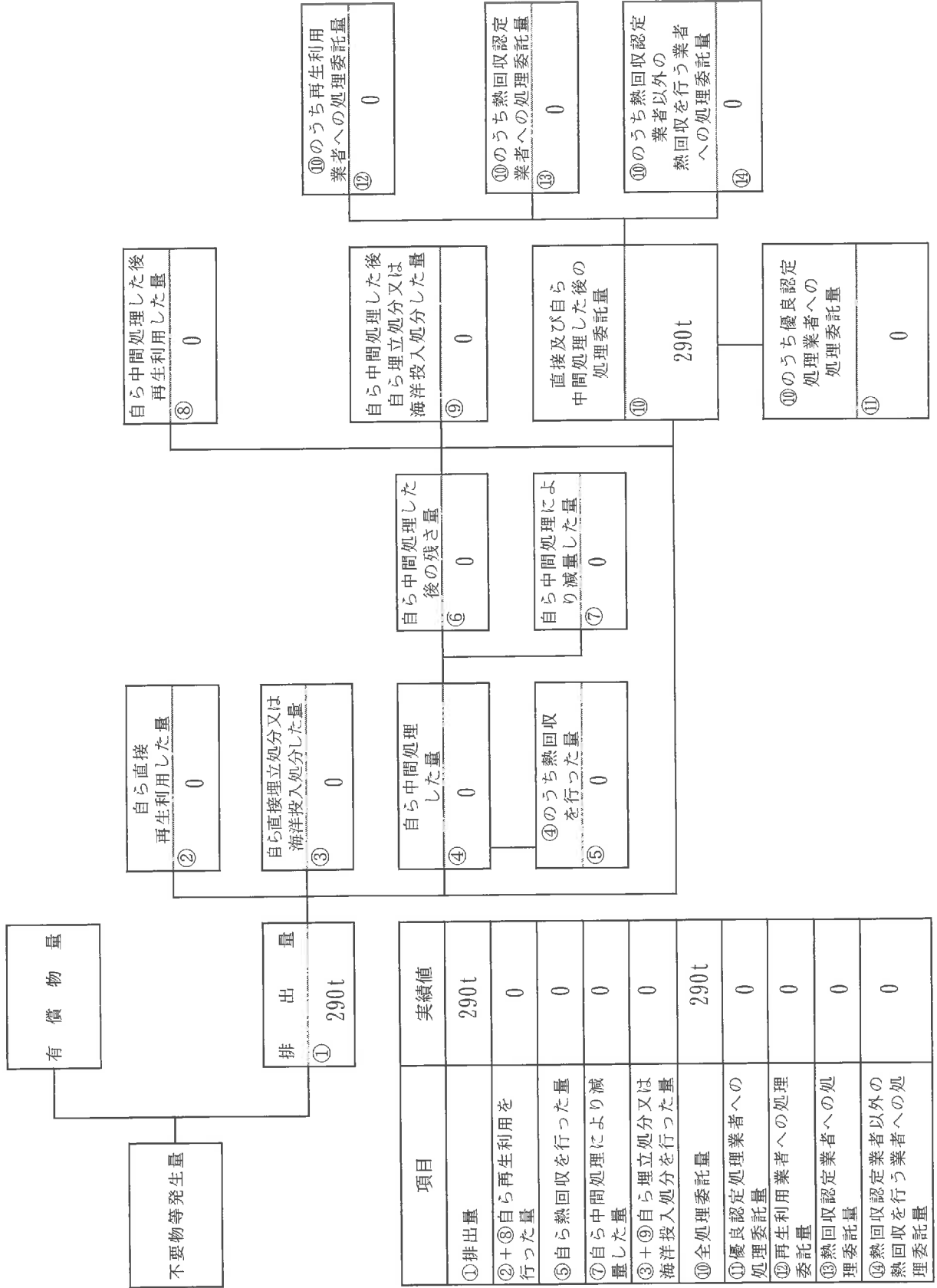
計画

(産業廃棄物の種類： 汚泥)



計画

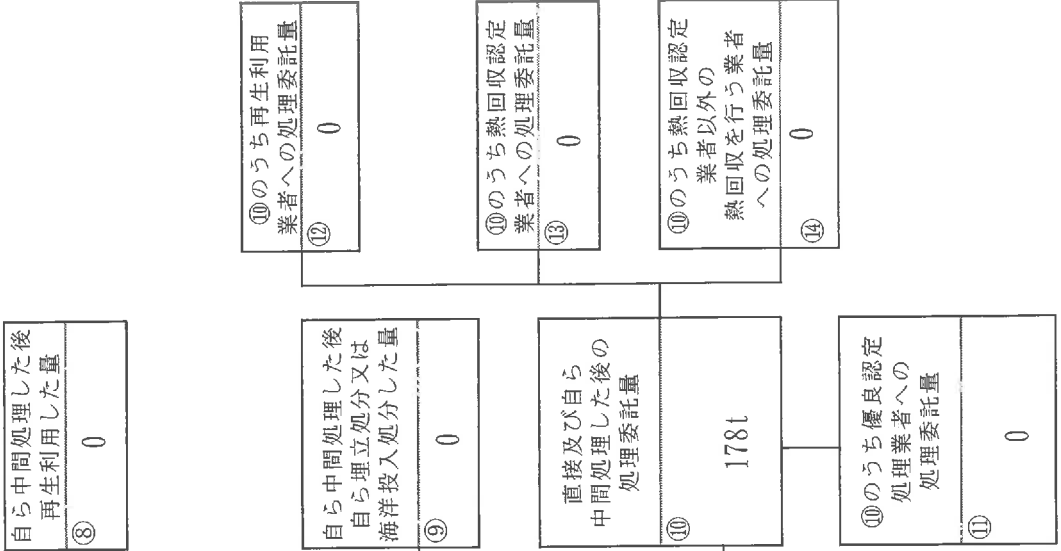
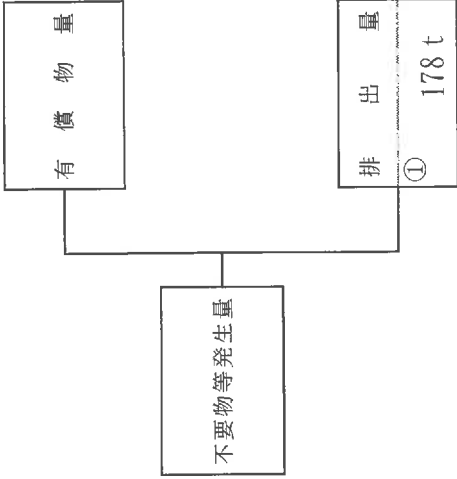
(産業廃棄物の種類： 動植物性残渣)



計画()

(産業廃棄物の種類:)

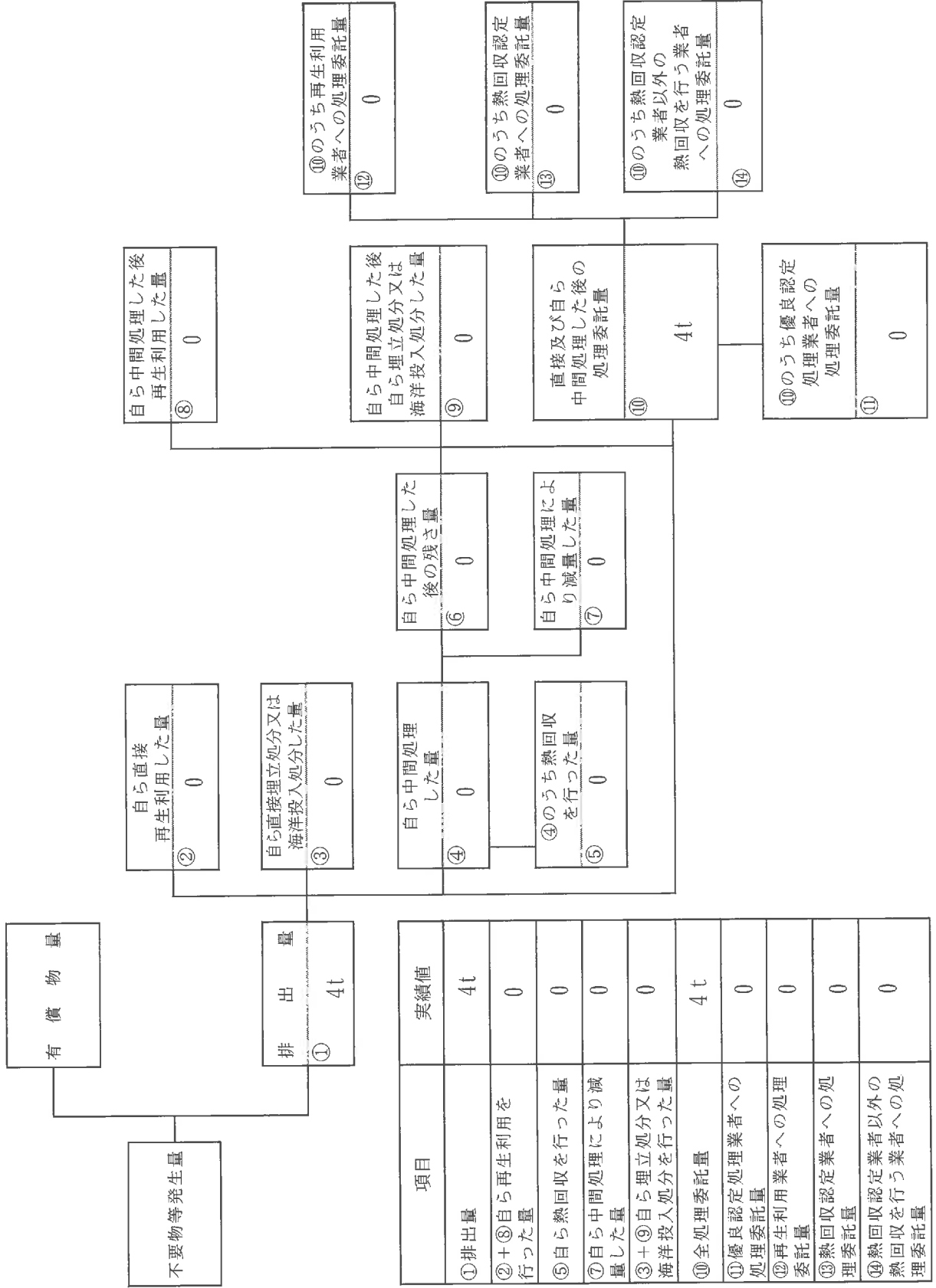
残渣付廃プラ



項目	実績値
①排出量	178t
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋入処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	178 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画

(産業廃棄物の種類： 廃プラ)



廃棄物処理委託手順

1. 目的

九州工場から発生する廃棄物の収集運搬及び処分委託に伴う管理と法規制の遵守を目的とする。

2. 適用範囲

九州工場から発生する廃棄物の中で、業者に委託処分する産業廃棄物及びリサイクル排出物に適用する。

3. 廃棄物処理委託の取扱い手順

①廃棄プラスチック（担当部署：総務課）

- (1) 工場から分別された廃棄プラスチックは、指定された場所に保管する。
 - (2) 担当者は、保管された廃棄プラスチックの量が一定量に達したら、収集運搬及び処理業者に連絡し、処理委託する。
 - (3) 担当者は、産業廃棄物の運搬及び委託処分をする時、法に基づく「産業廃棄物管理票」で手続きをし、控えの管理票（A伝票）と返送されてきた管理票（B2伝票・D伝票・E伝票）を担当部署で保管する。伝票の保管期間は5年間とする。又、その処理委託量は別紙に記録し、5年間保管する。
- *管理票（マニフェスト）の管理については、「7. マニフェスト管理について」で記述する。

②汚泥（担当部署：動力担当、総務課）

- (1) 担当者は、脱水機により脱水した汚泥を、指定の容器に保管する。
- (2) 担当者は、保管された汚泥が一定量に達したら収集運搬及び処理業者に連絡し、処理委託する。
- (3) 担当者は、産業廃棄物の運搬及び委託処分をする時、法に基づく「産業廃棄物管理票」で手続きをし、控えの管理票（A伝票）と返送されてきた管理票（B2伝票・D伝票・E伝票）を担当部署で保管する。伝票の保管期間は5年間とする。又、その処理委託量は別紙に記録し、5年間保管する。

③ジュース缶（担当部署：総務課）

定期的にジュース缶メーカーが引き取りに来る。

④蛍光管、ガラス類（ビン含む）（担当部署：総務課）

- (1) 各部署担当者は、工場内で発生した蛍光管、ガラス類（ビン含む）を、指定された場所に置く。
- (2) 担当者は、保管された蛍光管、ガラス類（ビン含む）が一定量に達したら収集運搬及び処理業者に連絡し、処理委託する。
- (3) 担当者は、産業廃棄物の運搬及び委託処分をする時、法に基づく「産業廃棄物管理票」で手続きをし、控えの管理票（A伝票）と返送されてきた管理票（B2伝票・D伝票・E伝票）を担当部署で保管する。伝票の保管期間は5年間とする。

⑤乾電池（担当部署：総務課）

- (1) 各部署担当者は、工場内で発生した乾電池を、指定された場所に保管する。
- (2) 担当者は、保管された乾電池が一定量に達したら収集運搬及び処理業者に連絡し、処理委託する。
- (3) 担当者は、産業廃棄物の運搬及び委託処分をする時、法に基づく「産業廃棄物管理票」で手続きをし、控えの管理票（A伝票）と返送されてきた管理票（B2伝票・

D伝票・E伝票)を担当部署で保管する。伝票の保管期間は5年間とする。

⑥インクジェット溶剤(特別管理産業廃棄物)(担当部署:総務課)

(1)アイス工場、菓子工場担当者は、廃棄溶剤が発生したら指定された場所に保管する。

(2)生産課責任者は、一定量に達したら総務課担当者に連絡する。

(3)総務課担当者は、生産課責任者から連絡を受けたら、収集運搬及び処理業者に連絡し、処理委託する。

(4)総務課担当者は、産業廃棄物の運搬及び委託処分をする時、法に基づく「産業廃棄物管理票」で手続きをし、控えの管理票(A伝票)と返送されてきた管理票(B2伝票・D伝票・E伝票)を担当部署で保管する。伝票の保管期間は5年間とする。

⑦残渣付廃棄プラスチック類及び焼却物(担当部署:総務課)

(1)工場から分別された残渣付廃棄プラスチック類及び焼却物は、指定された容器に保管する。

(2)担当者は、保管された残渣付廃棄プラスチック類及び焼却物の量が一定量に達したら、収集運搬及び処理業者に連絡し、処理委託する。

(3)担当者は、産業廃棄物の運搬及び委託処分をする時、法に基づく「産業廃棄物管理票」で手続きをし、控えの管理票(A伝票)と返送されてきた管理票(B2伝票・D伝票・E伝票)を担当部署で保管する。伝票の保管期間は5年間とする。又、その処理委託量は別紙に記録し、5年間保管する。

4. リサイクル排出物処理委託の取扱い手順

①廃油(担当部署:動力担当)

(1)担当者は、冷凍機で発生した廃油を指定された容器及び場所に保管する。

(2)保管された廃油は、定期的に処理業者が引き取り処分をする。

(3)担当者は、廃油の委託処分をする時、法に基づく「産業廃棄物管理票」で手続きをし、控えの管理票(A伝票)と返送されてきた管理票(B2伝票・D伝票・E伝票)を担当部署で保管する。伝票の保管期間は5年間とする。

5. 有価物リサイクル排出物処理委託の取扱い手順

①一斗缶(担当部署:総務課)

(1)各部署担当者は、工場内で発生した一斗缶(リサイクル)を、指定された場所に置く。

(2)保管された一斗缶が一定量に達したら、専門業者が引き取り処分をする。

(3)担当者は、委託の量を記載し、担当部署で3年間保管する。

②屑鉄・不要機械類(担当部署:総務課)

(1)各部署担当者は、工場内で発生した屑鉄・不要機械類(リサイクル)を、指定された場所に置く。

(2)担当者は、保管された屑鉄・不要機械類が、一定量に達したら収集運搬及び処理業者に連絡し、処理委託する。

(3)担当者は、委託の量を記載し、担当部署で3年間保管する。

③段ボール、新聞紙等(担当部署:総務課)

(1)各部署担当者は、工場内で発生した段ボール(リサイクル用)を、指定された場所に置く。

(2)保管された段ボールは、専門業者が定期的に引き取り処分をする。

(3)担当者は、委託の量を記載し、担当部署で3年間保管する。

④廃棄プラスチック（担当部署：総務課）

- (1) 担当者は、リサイクル可能な廃棄プラスチックを指定された容器及び場所に保管する。
- (2) 担当者は、保管されたりリサイクル可能な廃棄プラスチックが一定量に達したら、処理業者に連絡し、処理委託する。
- (3) 担当者は、委託の量を記載し、担当部署で3年間保管する。

6. 産業廃棄物保管基準

産業廃棄物の保管場所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条」を遵守する。

- ①周囲に囲いが設けられていること。
- ②見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横が60cm以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - ・産業廃棄物の保管場所である旨。
 - ・保管する廃棄物の種類。
 - ・保管場所管理者の氏名または名称及び連絡先。
 - (3) 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること。

7. マニフェスト管理について

- ①廃棄物を処理業者に引渡すときは、マニフェスト伝票に次のことを記入し、A伝票を控えて保管する。

(1) 産業廃棄物か 特別管理産業廃棄物	(6) 担当者の氏名又は押印
(2) 種類及び数量	(7) 年月日
(3) (株) ロッテ本社の住所及び電話番号	(8) その他
(4) 九州工場の住所及び電話番号	
(5) 産業廃棄物の区分	
- ②処理状況は、運搬（B2伝票）及び、最終処分場の場所の所在地、最終処分年月日を記載した（D伝票・E伝票）業者から返送されてくる伝票で確認する。
- ③B2伝票・D伝票が90日（特別管理産業廃棄物にあつては、60日）以内に、E伝票が180日以内に返送されないときは、状況を把握し、次の事項を県知事に報告する。

(1) 種類及び数量	(3) 伝票交付日
(2) 業者名及び住所	(4) 把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法
- ④マニフェストの交付状況（4月1日～3月31日までの1年間分）について、毎年6月30日までに、県知事に報告書を提出する。

※ 棄物の処理及び清掃に関する法律の改定：施行期日 平成20年4月1日

マニフェストの交付状況の県知事への報告は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の27で定められており、これまで適用が猶予されていたが、平成20年4月1日から適用されることとなった。
- ⑤マニフェストの流れ（A. B1. B2. C1. C2. D. E）

「図-1 マニフェストの流れ」に記載する。

8. 廃棄物処理委託先とその担当部署

廃棄物名	委託業者	処分方法	担当部署
廃プラスチック、ビニール管、発砲スチロール	(有) 日本ダストサービス	リサイクル (燃原料)	総務課
汚泥	(有) ショウエイ環境	乾燥 (肥料)	動力担当
ジュース缶	メーカー	メーカー引き取り処分	総務課
蛍光灯、ガラス類 (ビン含む)	(株) 大島産業	リサイクル	総務課
乾電池	(株) 大島産業	埋立て	総務課
インクジェット溶剤 (特別管理産業廃棄物)	(株) 大島産業	リサイクル (燃料化)	総務課
残渣付廃プラスチック類 焼却物	(株) 大島産業、 (株) 新菱 (有) 日本ダストサービス	廃熱利用、家畜飼料	総務課
アスベスト	(株) 大島産業	埋立て	総務課

9. リサイクル排出物処理委託先とその担当部署

排出物名	委託業者	処分方法	担当部署
廃油	喜楽鋳業 (株)	リサイクル	動力担当

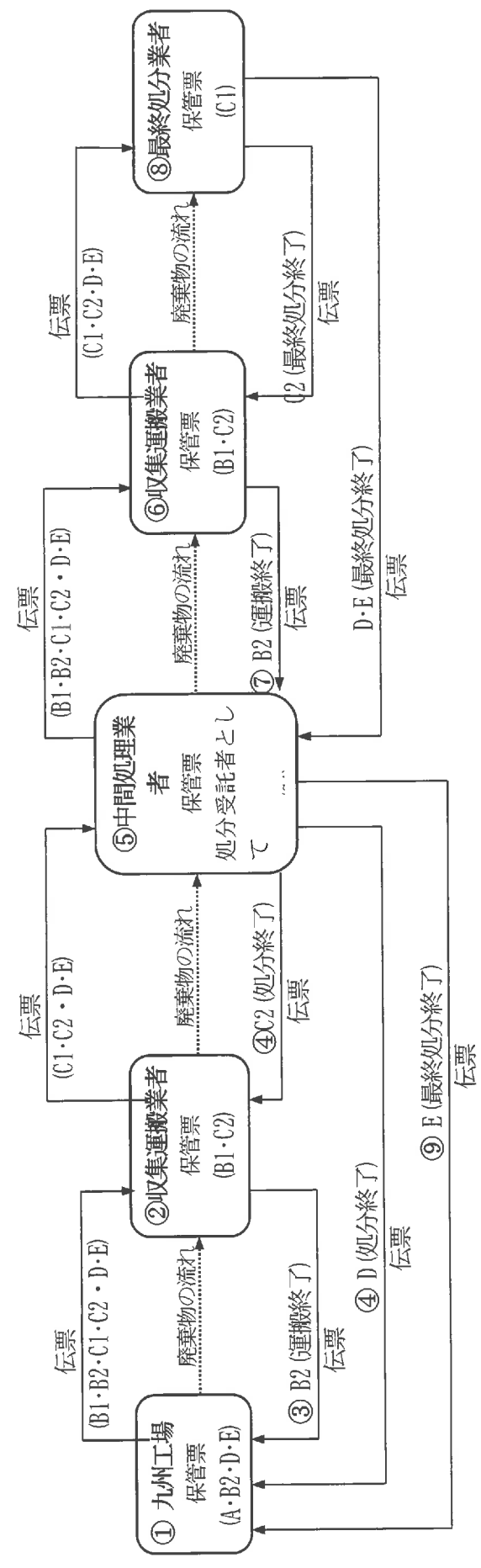
10. 有価物リサイクル排出物処理委託先とその担当者

有価排出物名	委託業者	処分方法	担当部署
一斗缶	佐賀金属 (株) 及び金沢空缶工業	リサイクル	総務課
金属屑	佐賀金属 (株)	リサイクル	総務課
ダンボール、新聞紙、紙管	馬場商店、大津資源	リサイクル	総務課
廃棄プラスチック	アミカ向日葵	リサイクル	総務課

11. 産業廃棄物処理業者との契約

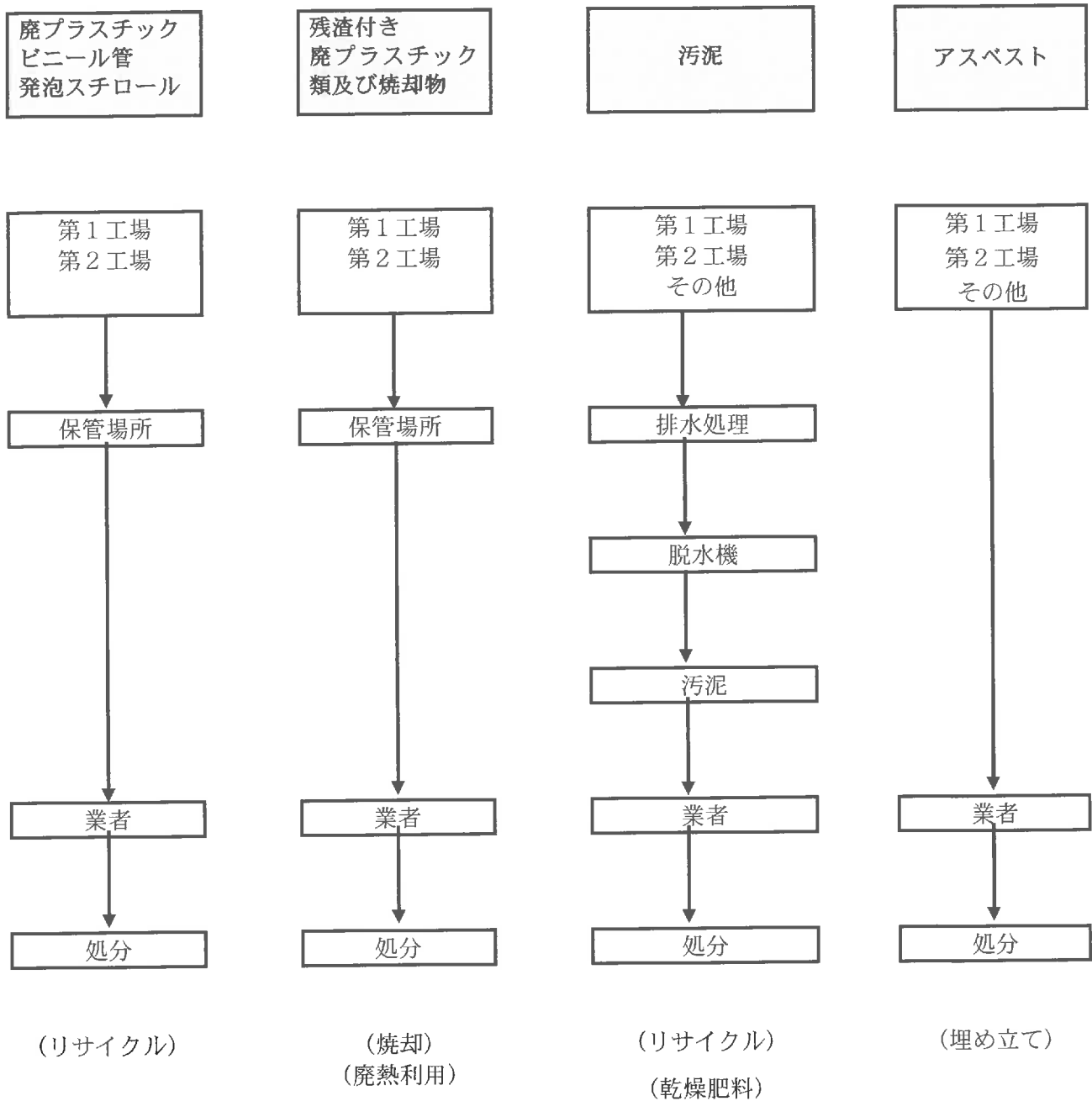
- ①九州工場は、経営者名にて産業廃棄物処理業者 (リサイクル業者を除く) と契約を結ぶ。
- ②契約書には、下記の項目が記載されていること。
 - (1) 最終処分を行う場所の所在地
 - (2) 最終処分の方法
 - (3) 最終処分を行う施設の処理能力
- ③契約期間は、原則として1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、排出事業者及び処理業者の両方から、書面による解約の申し入れがない限り同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- ④契約条件として、信頼性が有り (契約前に処分場を確認する) 資格を有する業者。
- ⑤契約後、担当責任者は必要に応じ最終処分場に出向いて、適切な処分が行われているかの確認を行い、記録に残し5年間保管する。
- ⑥分析証明書の提出
 - (1) 産業廃棄物の種類 : 汚泥
 - (2) 頻度 : 年に1回
 - (3) 分析内容 : 汚泥に含まれる金属類等

図-1 マニフェストの流れ

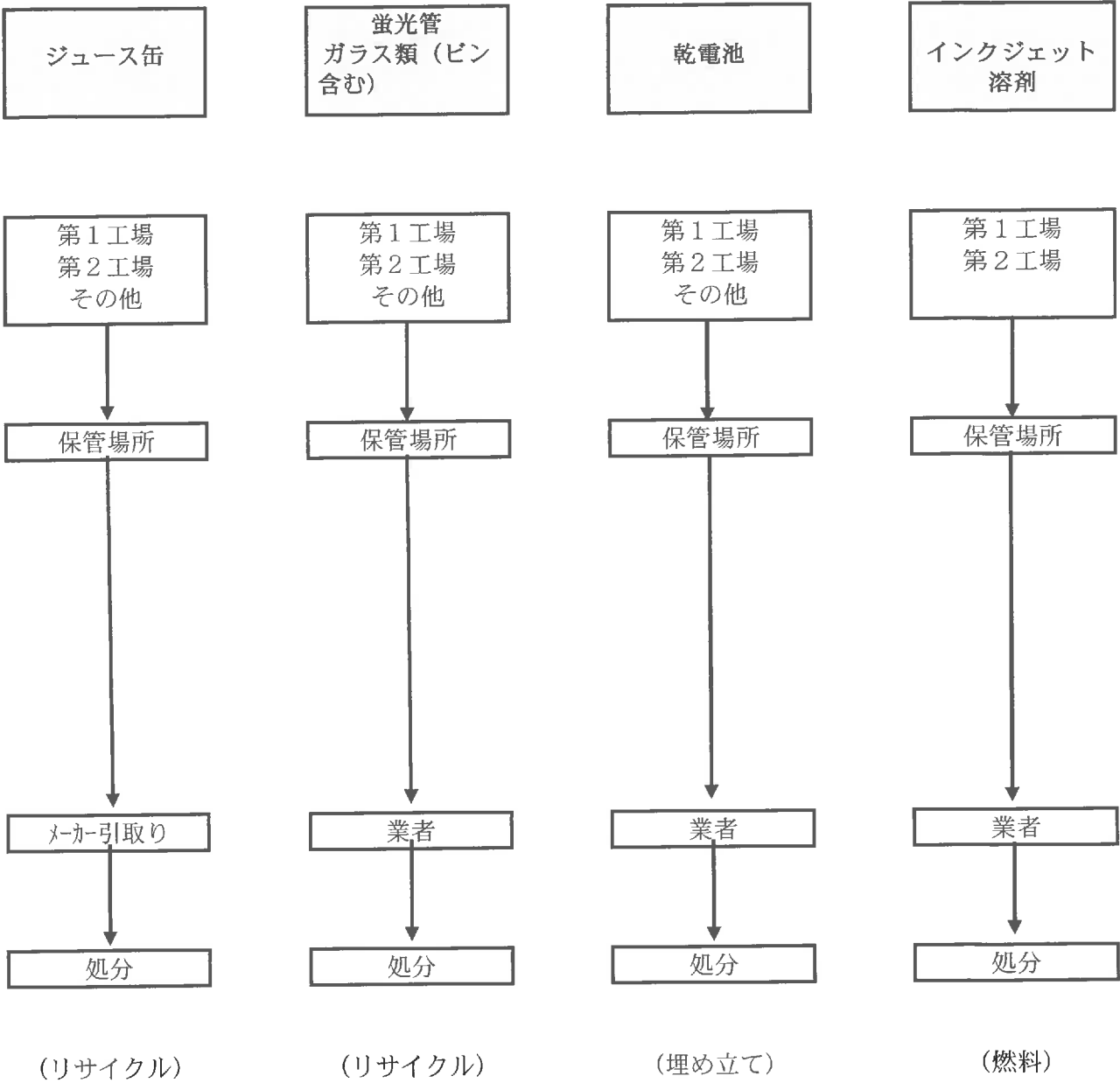


- ① 九州工場担当者は、必要事項を記入し、B1～E 伝票を収集運搬業者に渡す。A 伝票は控えとして保管する。
- ② 収集運搬業者は、必要事項を記入し、中間処理業者に C1～E 伝票を渡す。B1 伝票は控えとして保管する。
- ③ 収集運搬業者は、運搬終了後署名・捺印された B2 伝票を九州工場に返送しなければならない。
- ④ 中間処理業者は、処分終了後 D 伝票を九州工場に、C2 伝票を収集運搬業者に返送しなければならない。
- ⑤ ここからは、中間処理業者が新たに排出事業者となってマニフェストを交付する。必要事項を記入し、収集運搬業者 B1～E 伝票を渡す。
A 伝票は控えとして保管する。
- ⑥ 収集運搬業者は、必要事項を記入し、最終処分業者に C1～E 伝票を渡す。B1 伝票は控えとして保管する
- ⑦ 収集運搬業者は、運搬終了後署名・捺印された B2 伝票を排出事業者に返送しなければならない。
- ⑧ 最終処分業者は、処分終了後最終処分の記載（最終処分の場所の所在地および最終処分年月日を記載）した D 伝票と E 伝票を排出事業者に、C2 伝票を収集運搬業者に返送しなければならない。
- ⑨ 中間処理業者は、最終処分終了の記載された E 伝票を受け取った場合、九州工場が交付した場合、最終処分終了の記載を転記し九州工場に返送しなければならない。

1 2. フローシート（産業廃棄物①）



13. フローシート（産業廃棄物②）



14. フローシート（リサイクル排出物）

15. フローシート（有価物排出物）

